

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		継続支出の有無
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金自動引落	34,240,000	—	平成30年4月30日 5月31日 6月29日 7月31日 8月31日 9月28日 10月31日 11月30日 12月28日 平成31年1月31日 2月28日 3月29日	—	公財	国認定	問題なし(制度上必要不可欠であり、当該法人以外の者は存在しない)	有
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供費用一式	21,561,330	—	平成30年10月31日 11月30日 12月28日 平成31年2月28日 3月29日	—	公財	国認定	問題なし(制度上必要不可欠であり、当該法人以外の者は存在しない)	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。